平成２１年（フ）第２００６号
福岡市城南区田島１丁目６番５号
債務者　上田　克彦
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０２９号
福岡市中央区平尾３丁目24番36号
債務者　佐田　泰治
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０６６号
福岡市西区拾六町４丁目26番３号
債務者　隈部　孝児
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０６７号
福岡市西区拾六町４丁目26番３号
債務者　隈部　和子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０８１号
福岡市中央区高砂２丁目15番10―502号
債務者　鈴屋こと　佐藤　　稔
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０９２号
福岡市西区内浜１丁目３番41―102号
債務者　今泉　　寛
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１１１号
福岡市城南区南片江１丁目７番１―205号
債務者　内堀　栄一
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１２６号
福岡県太宰府市宰府１丁目２番６号
債務者　石本　健造
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１３０号
福岡市南区五十川２丁目29番38号
債務者　太駄　秀徳
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１４３号
福岡市南区多賀１丁目18番30―102号
債務者　川上　幸司
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１６２号
福岡県大野城市大池２丁目７番11号
債務者　田上　俊憲
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１６３号
福岡県大野城市大池２丁目７番11号
債務者　田上　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２０２号
福岡県筑紫野市二日市中央１丁目９番37―303号
債務者　中村　俊明
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２１９号
福岡市東区青葉７丁目38番11―206号
債務者　中尾　千佳
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２３５号
福岡市城南区樋井川６丁目12番５―101号
債務者　井上優嘉亮
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２３６号
福岡市早良区室見４丁目12番３号
債務者　平山　和孝
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２４６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原769番地２リバティーコート長者原Ｂ206号
債務者　木下　繁樹
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２６２号
福岡市博多区山王１丁目４番20号
債務者　世利幸喜美
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部